

新型コロナウイルス感染症 出席停止早見表

5 類移行に伴い、学校での出席停止期間が「5 日を経過し、かつ、症状が軽快後 1 日を経過するまで」に変わりました
 これにより、出席停止期間の考え方は以下のようになります

	0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目	9 日目	10 日目	11 日目
	10/1(例)	10/2	10/3	10/4	10/5	10/6	10/7	10/8	10/9	10/10	10/11	10/12
例①発症から4日で回復	発症日 	5日間経過し、 かつ症状軽快から 1 日経過 しているため 6日目から登校可			症状軽快 		登校可能 	発症後 10 日を経過するまで、 マスク着用や重症化リスクのある方 への接触を控えるなど配慮する				
 出席停止期間（5日間）												
例②発症から6日で回復	発症日 	5日経過したが 症状軽快から 1 日経過していないため 更にもう 1 日療養し 8日目から登校可					症状軽快 		登校可能 	<注意> 出席停止は 10 日間を 最長とし、 11 日目以降も体調が 戻らず欠席をする場 合は欠課となる		
 出席停止期間（7日間）												